

「別紙 1」

● 実施要領第 4 条第 2 項に定める工事等を大阪府に依頼する場合の費用

- 費用については、協働歩道橋の塗装面積に下表に示す 1 m²あたり単価を乗じた額に、下表に示す事務費率を乗じた額と、消費税額の合計により算出する。

| | |
|--------------------------------|------------------|
| 工事等の 1 m ² あたり単価 | 90,060 円 (税抜) |
| 事務費率 | 7% |

- 上表の単価適用期間は令和 7 年 12 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日とする。
- 単価については、直近 3 か年の府発注工事の実績により、算出するものとする。
- なお、工事費等の費用に過不足が生じた場合の取り扱いについては、不足が生じた場合は、大阪府が不足額を負担するものとし、残額が生じた場合は、精算は行わず、大阪府の道路維持管理費に充当するものとする。

<費用算出例>

・協働歩道橋の塗装面積が 500m² の場合

- ① 工事費用の算出
(面積) (単価) (工事費用)
500m² × 90,060 円 = 45,030,000 円
- ② 消費税の算出
(工事費用) (税率) (消費税額)
45,030,000 円 × 10% = 4,503,000 円
- ③ 事務費の算出
(工事費用) (事務費率) (事務費額)
45,030,000 円 × 7% = 3,152,100 円
- ④ 協定金額合計
① + ② + ③ = 52,685,100 円

【改訂履歴】

平成 27 年 12 月 1 日 策定
令和 4 年 11 月 1 日 改定
令和 7 年 12 月 1 日 改定